

宇都宮美術館ミュージアムショップ運営の基本的な考え方

I 美術館基本情報

1 施設概要

- (1) 名称 宇都宮美術館
 (2) 所在地 宇都宮市長岡町1077番地
 (3) 開館日 平成9年3月23日
 (4) 敷地面積 263,424㎡ (うつのみや文化の森含む)
 (5) 規模構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階, 地上2階
 (6) 建築面積 5,036㎡
 (7) 延床面積 9,674㎡
 (8) 観覧料 常設展 (一般310円, 高校・大学生210円, 小・中学生100円)
 企画展 (2,200円の範囲内で展覧会ごとに異なる)
 ※市内在学・在住の高校生以下は観覧無料

(9) コンセプト

主に20世紀以降から現在に至るまでの美術・デザインに焦点を当て「地域と美術」「生活と美術」「環境と美術」の3つの柱で作品を収集・保存, 調査・研究, 展示・公開そして教育普及事業, 文化振興事業などを実施しています。

また、「デザイン」という柱を活かし, 大谷石や宮染等の地域産業とのコラボレーションや「おじさんの顔が空に浮かぶ日」などの地域を巻き込んだ館外プロジェクトを展開しています。

【代表的な収蔵作品】

ルネ・マグリット《大家族》 マルク・シャガール《静物》《青い恋人たち》《緑, 赤, 青の恋人たち(街の上で)》 カンディンスキー《横切る赤》 松本竣介《街》 安井曾太郎《京城府》ほか 国内外のグラフィック・デザインや欧米のプロダクト・デザインなど

2 運営概要

- (1) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は開館し, 翌日休館), 祝日の翌日 (土曜, 日曜, 祝日の場合は開館), 年末年始
 ※その他, メンテナンス休館など臨時に休館する場合があります。
 (開館実績)
 令和 2年度: 常設展218日, 企画展196日
 令和 元年度: 常設展250日, 企画展207日
 平成30年度: 常設展271日, 企画展230日
- (2) 開館時間 午前9時30分～午後5時 (入館は午後4時30分まで)
- (3) 主要事業 主に20世紀以降の美術とデザインに焦点を当てた作品の収集・保存, 調査・研究, 展示・公開, 教育普及事業です。収蔵品は「コレクション展」を通じて公開を行い, また, 年間5本程度の「企画展」では, 国内外の優れた作品や, さまざまな美術とデザインの動向を紹介しています。
- (4) 観覧者数 令和 2年度: 75,497人
 令和 元年度: 140,110人
 平成30年度: 107,954人

II 宇都宮美術館ミュージアムショップ運営の基本的な考え方

宇都宮美術館ミュージアムショップ（以下「ショップ」という。）は、来館者の利便性や満足度を高め教育的効果を深める重要な機能を持っており、民間事業者のスキルやノウハウを活用した、効果的な運営を期待します。

1 ショップに求める機能

ショップには、主に下記に示す4つの機能を求めており、これらの機能を担保しつつ、財団と事業者が連携し、柔軟な事業展開を図っていきます。

① 展示内容に関連した知識・教養を高める機能

美術館の使命として行っている作品の展示・公開と連動して、展覧会の図録や関連書籍を取り扱い、来館者が展示室で鑑賞した作品に関する知識や教養を深めたり、補完したりする役割を担っています。

② 収蔵作品の普及啓発を図る機能

美術館収蔵作品に関するグッズや図録等を取り扱い、美術館の収蔵作品への理解をより深めたり、学校教育と連携した教育教材の提供など、教育的普及・啓発を図る役割を担っています。

③ 美術館・うつのみや文化の森公園の魅力を高める機能

デザイン性、オリジナル性の高い商品やユニークな商品を取り扱うことで、美術への興味・関心や美術館全体の魅力が高まり、ブランド力の向上に寄与する作用を持っています。また、周辺の緑豊かな自然環境に関連する商品や公園で楽しめる商品を扱うことで、自然に親しみを持って関わる機会を増やす役割を担っています。

④ 開かれた美術館としてのアメニティ機能

美術館には展示室が3つありますが、ショップは第4の展示室として、美術や文化に気軽に触れ、立ち寄ることができること、また、独自性のあるコンセプトで、訪れるたびに驚き・発見・感動があり何度も訪れたいくなる、居心地の良いスペースや空間を提供する役割を担っています。

※上記4項目の具体的な内容については、別紙「宇都宮美術館ミュージアムショップの商品及びサービスイメージの例」に例を記載しましたので、参考にしてください。

2 契約形態

本契約は、物品販売や来館者の利便性・満足度を高めるサービス等を提供する、ショップ運営業務の委託契約になります。なお、財団から事業者へ委託料の支払いはありません。

3 契約期間

契約日から令和6年3月31日までを契約期間とする契約書を締結していただく予定です。契約期間が満了する日の3か月前までに、財団または事業者のいずれからも特段の意志表示がないときは、この契約はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

ただし、当財団が美術館の指定管理者である現在の期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）についての適用となります。

4 ショップ開業日

ショップの開業は、令和4年秋の美術館再開館日とします。

5 使用上の制限

- ・事業者は当該施設を財団が承認した用途以外の利用に供してはなりません。
- ・当該施設は、善良な管理者として注意をもって維持保全に努めなければなりません。
- ・その他、財団により決められた使用制限等を遵守しなければなりません。

6 出店に必要な資金

(1) 開業前に負担していただく経費

ア 事業者にはショップの開業に必要な経費を負担していただきます。

イ 原則として、床、壁、天井等の建築物、電気設備、空調などの改変はできません。ただし、床や壁に什器等の固定を行うことは可能です。なお、事業者が備品等を設置する場合は、耐震に配慮してください。

ウ ショップのレイアウト等については、財団と事前に協議の上、実施していただきます。

(2) 什器等

以下の什器等は財団で用意しているため使用が可能ですが、事業者が用意したものを使用することも可能です。

なお、ショップ専用の水道設備はありません。

ア ショップ専用部分（約25.8㎡）

- ・受付カウンター（ショーケース） 1式
- ・商品棚（固定式）2ケ
- ・商品テーブル（可動式）2ケ
- ・商品用スポットライト 大10ケ 小6ケ
- ・絵はがき販売用スタンド 3ケ
- ・電話 1台（内線用）
- ・コンセント 3か所

イ バックヤード（従業員控室、約6.7㎡）

- ・机 1ケ
- ・椅子 2ケ
- ・棚 3ケ
- ・電話1台（内線用）
- ・照明 有り
- ・コンセント 1か所

(3) 開業後に負担していただく経費

店舗における売上額（税抜）の一定率を「協力金」として、翌月末日までに財団に納入していただきます。ただし、財団が販売を委託する商品は除きます。納入された協力金は、ショップ事業に関する費用として、財団が使用します。

なお、光熱費については、財団が負担します。

①協力金

ア 協力金

協力金の率は、店舗における売上総利益（売上高－売上原価，税抜）の2%以上とし、提案者の提案事項による率とします。

イ 延滞金

指定期日までに協力金の納入がない場合は、延滞金として、協力金にその納入期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した額を納入していただきます。

なお、延滞金の計算の基礎となる協力金に1,000円未満の端数があるとき又はその協力金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

②消費税

事業者負担していただく経費として、消費税の課税対象となるものがある場合には、税額分を加算の上、負担していただきます。

7 営業条件等

(1) 指定する業務及び内容

下記の営業条件に従い、物品販売やサービス等を提供する業務（以下、「本ショップ業務」という。）とします。

(2) 営業条件

①店舗名称

「宇都宮美術館ミュージアムショップ」

②営業時間

原則として、美術館開館日の午前9時30分～閉館時間までとします。

③取扱商品

上記Ⅱ-1のショップに求める機能の実現に資する商品

④店舗レイアウト

別添のミュージアムショップエリア図面に示したショップ専用部分とします。

(3) 飲食の禁止

館内は、原則飲食禁止です。

(4) 清掃、ゴミ処理

事業者は、常にショップを清掃し、清潔に保つよう努めてください。

清掃・ゴミ処理に関しては、梱包資材を除いて、財団の指定の場所に出してください。梱包資材の処理に係る費用は、事業者の負担とします。

財団が実施する特別清掃（じゅうたんや窓の清掃）が、年4日程度休館日に実施されます。円滑な実施に協力ください。

(5) 電話及びインターネット環境

ショップ専用部分に内線が利用できる電話機1台を設置しています。

ショップ直通電話の外線及びインターネットの利用契約を事業者の負担において行ってください。

(6) オンラインショップの開設

事業者の負担においてオンラインショップを開設し、商品を販売してください。

8 販売品目等について

(1) 販売する商品及び価格については、毎月の営業報告と併せて、財団に報告してください。

(2) 財団や市が製作した商品を受託し販売してください。

販売にあたっては、別途委託販売契約を締結していただきます。販売手数料は売上額の20%を基本に、商品ごとの設定とします。

なお、財団の費用で製作した商品は、ショップ以外で販売する場合があります。

(3) 美術館の展示・催事に合わせた商品の販売をしてください。また、美術館の収蔵資料・展示・催事に合わせたオリジナル商品を開発、製作、販売してください。既存の商品にオリジナルのパッケージを用いるなどしたOEM商品でも結構です。

なお、宇都宮市や財団の所蔵資料や美術館に展示するものの画像等の使用等にあたっては事前に協議の上、その使用可否や使用料を決定します。

(4) 宇都宮美術館の事業コンセプトに沿った、大谷石や宮染めなど本市ならではの地域資源を活用した産業振興や伝統工芸の継承に寄与する商品の販売に努めてください。

(5) 食品については、容器・包装を用いた商品に限ります。